

答 申 第 3 0 号  
平成 2 7 年 1 月 2 2 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 大 道 晋

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成 2 6 年 9 月 8 日付け長第 1 1 1 1 号で諮問のありましたことにつきまして、下記のとおり答申します。

記

- 1 個人情報の収集制限（本人収集の原則）の例外に関する事項（徳島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項第 7 号関係）について  
諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で、又はその円滑な実施の確保を図る上で必要なものと認められます。
- 2 個人情報の収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外に関する事項（条例第 6 条第 3 項第 3 号関係）について  
諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要であり、かつ、欠くことができないと認められます。
- 3 個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第 7 条第 8 号関係）について  
諮問された事項については、公益上の必要その他相当の理由があると認められます。
- 4 オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第 8 条第 2 項第 3 号関係）について  
諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

## 収集制限（本人収集）の例外に関する事項（条例第6条第2項第7号関係）

（個別事項）

| 番号 | 項 目   | 本人以外からの収集が認められる理由  |
|----|---|--|
| 1  | <p>（認知症高齢者の行方不明・身元不明関係）</p> <p>徘徊等で行方不明又は身元不明となった認知症高齢者の早期発見及び保護又は身元特定のため、県内の市町村及び他都道府県から行方不明者又は身元不明者の個人情報を収集する場合</p> | <p>○本人から収集することができない。</p> <p>○徘徊等で行方不明又は身元不明となった認知症高齢者を早期発見及び保護又は身元を特定するためには、関係機関等との情報連携の体制を構築し、行方不明者及び身元不明者の個人情報を共有することが必要不可欠である。</p> <p>○そのためには、県内の市町村及び他都道府県から行方不明者に関する個人情報（氏名、年齢、性別、住所、行方不明時の状況、服装及び所持品、身体的特徴、写真、本人の口癖等。）及び身元不明者に関する個人情報（推定年齢、性別、保護当時の状況、服装及び所持品、身体的特徴、写真、本人の口癖等。）を収集する必要がある。</p> <p>○県が県内の市町村から収集する行方不明者の個人情報は、警察署が行方不明者届の届出者である行方不明者の後見人、配偶者その他の親族、行方不明者を現に監護する者（以下「家族等」という。）から収集する情報であり、行方不明者の個人情報を捜索活動の一環として県、県内の市町村、他都道府県、見守り協定締結機関、県老人クラブ連合会、県民生委員児童委員協議会へ提供すること、また、県ホームページに掲載することについては、行方不明者届の届出者である家族等の同意をとることとしている。</p> <p>○県が県内の市町村から収集する行方不明者に関する個人情報は、市町村が警察署から提供を受けた行方不明者に関する情報のうち、市町村において認知症であることが確認されている者の個人情報に限定しており、県が個人情報を収集して早期発見及び保護するためにそれを活用することは、本人の利益に繋がる。</p> <p>○県が県内の市町村から収集する身元不明者に関する個人情報は、市町村において認知症であることが確認されている者の個人情報に限定しており、県が個人情報を収集して身元を特定するためにそれを活用することは、本人の利益に繋がる。</p> |

## 収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外（条例第6条第3項関係）

（個別事項）

| 番号 | 項 目  | 例外として収集が認められる理由  | 思 想 | 身 体 | 社 会 |
|----|--|--|-----|-----|-----|
| 1  | （認知症高齢者の行方不明・身元不明関係）<br>徘徊等で行方不明又は身元不明となった認知症高齢者の早期発見及び保護又は身元特定のため、県内の市町村及び他都道府県から行方不明者又は身元不明者の個人情報を収集する場合 | ○認知症高齢者である行方不明者又は身元不明者を早期発見及び保護又は身元を特定するためには、本人を特定するために、身体的特徴や本人の口癖等の個人情報を収集することが必要であり、その中には、行方不明者や身元不明者の身体に関する個人情報や思想等に関する個人情報が含まれる場合があるが、目的を達成する上で、その収集を欠くことができない。 | ○   | ○   |     |

目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）

（個別事項）

| 番号 | 項 目  | 目的外利用・提供が認められる理由   |
|----|--|--|
| 1  | <p>（認知症高齢者の行方不明・身元不明関係）</p> <p>徘徊等で行方不明又は身元不明となった認知症高齢者の早期発見及び保護又は身元特定のため、行方不明者及び身元不明者の個人情報を実施機関内部において利用し、又は県内の市町村、他都道府県、見守り協定締結機関、県老人クラブ連合会、県民生委員児童委員協議会に提供する場合</p> | <p>○徘徊等で行方不明又は身元不明となった認知症高齢者を早期発見及び保護又は身元を特定するためには、関係機関等との情報連携の体制を構築し、行方不明者及び身元不明者の個人情報を共有することが必要不可欠である。</p> <p>○そのためには、関係機関等に、行方不明者に関する個人情報（氏名、年齢、性別、住所、行方不明時の状況、服装及び所持品、身体的特徴、写真、本人の口癖等。）及び身元不明者に関する個人情報（推定年齢、性別、保護当時の状況、服装及び所持品、身体的特徴、写真、本人の口癖等。）を提供する必要がある。ただし、行方不明者の氏名、年齢及び住所は、県内の市町村のみに提供することとしている。</p> <p>○行方不明者及び身元不明者に関する個人情報を関係機関等に提供し、個人情報を共有することによって、行方不明者の早期発見及び保護又は身元不明者の身元の特定を行うことは、本人の生命、身体、又は財産の保護、家族等の精神的負担の軽減又は警察や市町村における捜索活動に要する費用や保護費等の経費の軽減に繋がるため、公益上の必要があると認められる。</p> <p>○行方不明者の個人情報を捜索活動の一環として関係機関等に提供することは、警察署において行方不明者届の届出者である家族等から同意をとることとしている。</p> <p>○県が県内の市町村から収集し関係団体等に提供する個人情報は、市町村において認知症であることが確認されている者の個人情報に限定されており、また、他都道府県から提供された個人情報のうち県が関係機関等に提供する個人情報は、他都道府県において認知症であることが確認されている者の個人情報に限定することとしているため、早期発見及び保護又は身元を特定するために関係機関等に個人情報を提供することは、やむを得ないものと認められる。</p> |

## オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）

（不特定のものに対する提供）

| 番号 | システム等の名称                            | 提供する個人情報の対象者の範囲 | 提供先        | オンライン結合による提供制限の例外を認める理由  |
|----|-------------------------------------|-----------------|------------|--|
| 1  | インターネットによる認知症高齢者の行方不明、身元不明に関する情報の提供 | 行方不明者、身元不明者     | インターネット利用者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットによる行方不明者の個人情報の提供については、行方不明者届の届出者である家族等の同意がある場合、提供する個人情報が出版、報道等により公にされている場合又は個人の生命、身体又は財産の保護のため必要と認められる場合に限っている。</li> <li>○本人及び家族等の権利利益を保護する観点から、市町村から収集した行方不明者の個人情報のうち、直ちに個人が識別される情報である行方不明者の氏名及び住所についてはインターネットによる提供は行わないこととしている。また、年齢についても、おおよその年齢のみ提供することとしている。</li> <li>○インターネットによる身元不明者の個人情報の提供については、身元不明案件が発生し、実施機関が個別事案の事情に照らして設定する一定期間を経ても身元が判明しない場合に限っている。</li> <li>○写真は、行方不明者及び身元不明者である本人を知らない者にとっては、本人を特定するための最も有力な情報であるため、インターネットにより写真を提供することは、行方不明者又は身元不明者の早期発見及び保護又は身元の特定に繋がる可能性が高い。</li> <li>○インターネットによる個人情報の提供は、広域での検索が可能となるため行方不明者又は身元不明者の早期発見及び保護又は身元の特定に繋がる可能性が高い。また、行方不明者の早期発見及び保護又は身元不明者の身元の特定を行うことは、本人の生命、身体、又は財産の保護、家族等の精神的負担の軽減又は警察や市町村における検索活動に要する費用や保護費等の経費の軽減にも繋がるため、公益上の必要があると認められる。</li> <li>○ホームページの内容等の改ざんを防止するための技術的措置が講じられている。</li> </ul> |

### 徳島県個人情報保護審査会審議経過

| 回    | 開催年日        | 内容       |
|------|-------------|----------|
| 第64回 | 平成26年 9月29日 | 諮問<br>審議 |
| 第66回 | 11月25日      | 審議       |
| 第67回 | 12月18日      | 審議       |
| 第68回 | 平成27年 1月22日 | 審議       |

### 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

| 氏名      | 職業等            | 備考      |
|---------|----------------|---------|
| 井 関 佳穂理 | 公認会計士          |         |
| 大 道 晋   | 弁護士            | 会 長     |
| 鈴 木 亜佐美 | 弁護士            | 会長職務代理者 |
| 南 波 浩 史 | 徳島文理大学総合政策学部教授 |         |
| 松 永 満佐子 | 四国大学短期大学部教授    |         |

(五十音順)